

◎所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案 三段表

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号） 【第一条関係】

（傍線部分は改正部分、網掛け部分は修正部分）

修正後	改正後	現 行
<p>(給与所得)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 前項に規定する収入金額が千万円を超え千五百万円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額</p> <p>六 前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合 二百四十五万円</p> <p>4 (略)</p> <p>(給与所得者の特定支出の控除の特例)</p> <p>第五十七条の二 居住者が、各年において特</p>	<p>(給与所得)</p> <p>第二十八条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 四 (同上)</p> <p>五 前項に規定する収入金額が千万円を超え千二百万円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額</p> <p>六 前項に規定する収入金額が千二百万円を超える場合 二百三十万円</p> <p>4 (同上)</p> <p>(給与所得者の特定支出の控除の特例)</p> <p>第五十七条の二 居住者が、各年において特</p>	<p>(給与所得)</p> <p>第二十八条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 四 (同上)</p> <p>五 前項に規定する収入金額が千万円を超え千五百万円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額</p> <p>六 前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合 二百四十五万円</p> <p>4 (同上)</p> <p>(給与所得者の特定支出の控除の特例)</p> <p>第五十七条の二 居住者が、各年において特</p>

定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

- 一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額
- 二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合に

定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超えるときは、その年分の同項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

- （削る）

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につ

定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

- 一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額
- 二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合に

<p>おける当該補填される部分を除く。)をいう。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>別表第二(三)から(八)まで (現行どおり)</p> <p>別表第三(三)から(八)まで (現行どおり)</p> <p>別表第四 (現行どおり)</p> <p>別表第五(九) (現行どおり)</p>	<p>き所得税が課されない場合における当該補填される部分を除く。)をいう。</p> <p>一〇六 (同上)</p> <p>三〇五 (同上)</p> <p>別表第二(三)から(八)まで (略)</p> <p>別表第三(三)から(八)まで (略)</p> <p>別表第四 (略)</p> <p>別表第五(九) (略)</p>	<p>おける当該補填される部分を除く。)をいう。</p> <p>一〇六 (同上)</p> <p>三〇五 (同上)</p> <p>別表第二(三)から(八)まで (略)</p> <p>別表第三(三)から(八)まで (略)</p> <p>別表第四 (略)</p> <p>別表第五(九) (略)</p>
---	--	---

○所得税法 【第二条関係】

(傍線部分は改正部分、網掛け部分は修正部分)

修正後	改正後	現 行
<p>(給与所得) 第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>二 前項に規定する収入金額が千円を越え千五百円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額</p> <p>三 前項に規定する収入金額が千五百円を越える場合 二百四十五万円</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第二(三)から(八)まで (第一条による改正) 前のとおり)</p> <p>別表第三(二)から(八)まで (第一条による改正)</p>	<p>(給与所得) 第二十八条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 一四 (同上)</p> <p>二 前項に規定する収入金額が千円を越える場合 二百二十万円</p> <p>4 (同上)</p> <p>別表第二(三)から(七)まで (略)</p> <p>別表第三(二)から(七)まで (略)</p>	<p>(給与所得) 第二十八条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 一四 (同上)</p> <p>二 前項に規定する収入金額が千円を越え千二百万円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額</p> <p>三 前項に規定する収入金額が千二百万円を越える場合 二百三十万円</p> <p>4 (同上)</p> <p>別表第二(三)から(八)まで (略)</p> <p>別表第三(二)から(八)まで (略)</p>

前のとおり

別表第四 (第一条による改正前のとおり)

別表第五(九) (第一条による改正前のとおり)

別表第四 (略)

別表第五(九) (略)

別表第四 (略)

別表第五(九) (略)

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）【第十四条関係】

（傍線部分は改正部分、網掛け部分は修正部分）

修正後	改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>一 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。</p> <p>十一〜二十 (略)</p> <p>(課税事業年度)</p> <p>第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。</p> <p>2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度</p>	<p>(定義)</p> <p>第四十条 (同上)</p> <p>一 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。</p> <p>二〇九 (同上)</p> <p>十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間をいう。</p> <p>十一〜二十 (同上)</p> <p>(課税事業年度)</p> <p>第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。</p> <p>2 (同上)</p>	<p>(定義)</p> <p>第四十条 (同上)</p> <p>一 内国法人 法人税法〔昭和四十年法律第三十四号〕第二条第三号に規定する内国法人をいう。</p> <p>二〇九 (同上)</p> <p>十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。</p> <p>十一〜二十 (同上)</p> <p>(課税事業年度)</p> <p>第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。</p> <p>2 (同上)</p>

は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一〇四 (略)

五 次に掲げる法人 前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

イ 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併(同条第十一号に規定する被合併法人が基準法人(当該被合併法人又は当該適格合併に係る同条第十二号に規定する合併法人のうち、最も規模が大きいものとして政令で定めるものをいう。)であるものに限る。)が当該被合併法人又は合併法人の課税対象期間(次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。)内に行われた場合における当該合併法人

(1) 指定期間の初日の属する事業年度を有する法人(2)に掲げる法人を除く。) その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以

一〇四 (同上)

五 (同上)

イ (同上)

(1) 指定期間の初日の属する事業年度を有する法人(2)に掲げる法人を除く。) その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以

一〇四 (同上)

五 (同上)

イ (同上)

(1) 指定期間の初日の属する事業年度を有する法人(2)に掲げる法人を除く。) その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以

後三年を経過する日までの期間

(2) (略)

ロ (略)

(削る)

後二年を経過する日までの期間

(2) (同上)

ロ (同上)

(削る)

後三年を経過する日までの期間

(2) (同上)

ロ (同上)

3

法人が各事業年度（前二項の規定により課税事業年度とされる事業年度を除く。）において第十条第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十条第五号イ及びロに掲げる所得（所得税法第六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）とする。）につき前章の規定により課される復興特別所得税の額（当該法人が連結親法人である場合には、当該各事業年度終了の時に於いて当該法人による連結完全支配関係がある連結子法人の当該各事業年度終了の日の属する事業年度において第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額を含む。）がある場合には、当該各事業年度を課税事業年度とみなす。

第四十七条 (略)

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が三十六月を超える法人（次号及び第三号に掲げる法人を除く。）当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後三年を経過する日までの期間

3 (略)

(削る)

第四十七条 (同上)

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が二十四月を超える法人（次号及び第三号に掲げる法人を除く。）当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後二年を経過する日までの期間

3 (同上)

(削る)

第四十七条 (略)

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度（第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。以下この項において同じ。）のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が三十六月を超える法人（次号及び第三号に掲げる法人を除く。）当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後三年を経過する日までの期間

3 (同上)

4| 第四十五条第三項の規定により課税事業

年度とみなされる事業年度の課税標準法人
税額は、第二項の規定にかかわらず、ない
ものとする。

○附則

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則 (施行期日) 第一条 (略) 一〜四 (略)</p> <p>五 第十條中租稅特別措置法第三條第三項の改正規定、同法第三條の二(見出しを含む)の改正規定、同法第五條の二第六項の改正規定、同法第九條第三項の改正規定、同法第三十七條の十一の改正規定、同法第三十七條の十五第一項の改正規定、同法第四十一條の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一條の十三の二第六項第一号二の改正規定、同法第四十一條の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七條の六第一項の改正規定並びに附則第四十四條及び第四十五條第四項の規定 平成二十八年一月一日</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 (同上) 一〜四 (同上)</p> <p>五 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日</p> <p>イ 第一条中所得税法第二十八條第三項の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定及び同法別表第五(九)の改正規定並びに附則第四條、第六條及び第十七條の規定</p> <p>ロ 第十條中租稅特別措置法第三條第三項の改正規定、同法第三條の二(見出しを含む)の改正規定、同法第五條の二第六項の改正規定、同法第九條第三項の改正規定、同法第三十七條の十一の改正規定、同法第三十七條の十五第一項の改正規定、同法第四十一條の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一條の十三の二第六項第一号二の改正規定、同法第四十一條の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七條の六第一項の改正規定並びに附則第四十四條及び第四十五條第四項の規定</p>
六 (略)	六 (同上)

七 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ (略)

(削る)

ロ・ハ (略)

八〇二十二 (略)

第四条 削除

第六条 削除

第十七条 削除

七 (同上)

イ (同上)

ロ 第二條の規定並びに附則第二十三條及び第二十四條の規定

ハ・ニ (同上)

八〇二十二 (同上)

(給与所得に関する経過措置)

第四条 新所得税法第二十八條の規定は、平成二十八年分の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置)

第六条 新所得税法第五十七條の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十七条 新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

第二十三条及び第二十四条 削除

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

(削る)

(給与所得控除に関する措置)

(給与所得に関する経過措置)

第二十三条 第二條の規定による改正後の所得税法(次条において「平成二十九年新所得税法」という。)第二十八條の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第二十四条 平成二十九年新所得税別表第二から別表第五までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払うべき平成二十九年新所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第二條の規定による改正前の所得税法第八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十五条 (同上)

2 (同上)

3 新特別措置法第四十七條第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

第百六十六条 政府は、給与所得者の実額控除の機会拡大が図られるよう、平成二十七年三月三十一日までに、給与所得者の必要経費の実態を踏まえつつ、その年中の給与等の収入金額が高額である場合における給与所得控除額を引き下げ、並びに給与所得者の特定支出の控除の特例に係る適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）を緩和し、及びその控除対象の範囲を拡大するため必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（新設）

（車体課税に関する措置）

第百六十七条 政府は、自動車の取得に関し消費税（地方消費税を含む。次条及び第百六十九条において同じ。）とともに自動車取得税が課される等自動車の取得等に係る国民の税負担が重く、かつ、その税負担が我が国の基幹的な産業である自動車製造業、自動車販売業等に重大な影響を与えており、自動車が交通手段として国民一般に普及している現状においては、消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げがこれらを一層増大させることになること等により国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響が大きいことに鑑み、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この項において同じ。）について、平成二十七年三月三十一日までに、次に掲げる措置を実施するため必要な法制上の措置を講ずるものとする。

一 自動車取得税を廃止すること。

（新設）

二 租税特別措置法第九十条の十一から第九十条の十一の三までに規定する自動車重量税率の特例を廃止すること。

三 車体課税（自動車取得税の課税を除く。）の更なる簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の軽減に資するための施策をいう。）を図ること。

2) 政府は、前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、これにより生ずる都道府県及び市町村の減収を埋めるための財源を確保し、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずるものとする。

（消費税の逆進性を緩和するための施策に関する措置）

第百六十八条 政府は、消費税の逆進性（所得の少ない世帯ほど、家計において消費税として支出する額の所得の額に対する割合が高くなる傾向にあることをいう。）を緩和する観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号イの総合合算制度及び給付付き税額控除、同号ロの複数税率等の施策の導入について検討を加え、その結果に基づき、同法第三条の規定の施行の日までに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることにより、同条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八八号）の円滑な施行を確保するものとする。

（医療、介護等に係る消費税の課税の在り方に関する措置）

（新設）

第百六十九条 政府は、医療、介護等に係る消費税の課税の在り方について、平成二十七年三月三十一日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(新設)